

令和8年度離島観光活性化促進事業
企画提案仕様書

1 委託事業名

令和8年度離島観光活性化促進事業

2 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

沖縄県の有人離島は、本島・本土からの交通アクセスや高い移動コストなどの課題を抱えており、一部の離島を除いて県外での知名度が低い。一方で、本県観光において課題となっている滞在日数や消費単価の拡大を図る上では、解決策の一つとして、離島周遊を促していく必要がある。そのため、外部環境やターゲット市場の分析を行いながら、県内離島観光の魅力を戦略的にPRすることにより、県内離島への誘客強化ひいては沖縄観光の魅力の多様化及び高付加価値化に繋げる。

4 委託業務内容及び企画提案内容

(1) 航空会社連携プロモーション

離島路線の認知度向上及び需要喚起を図るため、各航空会社と連携したプロモーションを行うこと。

→航空会社と連携した効果的なプロモーション方法について、提案すること。

(2) メディアプロモーション

離島観光の活性化並びに需要喚起を図るため、WEB、新聞、雑誌、交通広告等各種メディアを横断的に活用したプロモーションを行うこと。

→WEB、新聞、雑誌、交通広告等各種メディアを活用したプロモーション手法について提案すること。また、提案にあたっては、離島観光情報サイト「沖縄しまさんぽ」、Instagram「沖縄しまさんぽ」を活用したプロモーションについても提案すること。

(3) イベントプロモーション

離島の認知度向上及び来訪者の増加を図るためのイベントプロモーションを実施すること。実施にあたっては、特に本島周辺15離島の認知度向上を重視した内容とすること。

→本島周辺15離島の認知度向上を中心とした離島観光振興のための効果的な手法について提案すること。

(4) 情報発信ツール制作

県内離島の魅力を効果的に訴求するため、離島観光パンフレットなどの情報発信ツールについて、ニーズに応じた改訂、増刷を行い、セールス活動及びプロモーションに活用すること。

→作成するツールの内容や、当ツールの活用方法について提案すること。

(5) 旅行社・メディア等招聘（15 離島）

本島周辺 15 離島の旅行商品造成と認知度向上を図るため、旅行社及びメディア等の招聘を行うこと。

→想定される招聘社（者）、プログラムの内容、時期・期間、招聘によって得られる効果（例：「〇〇関係雑誌の記者を招聘することで、記事を掲載いただくことが可能」等）について具体的に提案すること。

※ 招聘人数、招聘回数については自由提案とする。

(6) 離島観光協会等との連絡会議の開催

各離島観光協会等との連携促進による効果的なプロモーションの実施を図るため、定期的に連絡会議を開催すること。

(7) その他業務

→その他、事業目的を達成するために必要だと思われる取組があれば、自由に提案して差し支えない。

5 予算額

(1) 提案にあたっては、41,641 千円（税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、外注費等）

ウ 一般管理費※1

（直接人件費＋直接経費－再委託費※2）×10/100 以内

※1 一般管理費については、上記計算式により算出すること。

※2 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運

- 送、試料製造、分析鑑定等)
- エ 消費税

6 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

ア 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

イ 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

ウ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

ア メディアプロモーション実施に伴い発生する業務

イ イベントプロモーション実施に伴い発生する業務

ウ 情報ツール制作

エ 旅行社・メディア等招聘実施に伴い発生する業務

オ Webサイトの運用、更新

カ その他、簡易な業務

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

- エ イベントにおけるブースの設営または運営、スタッフ等の派遣(ただし、契約額が200万円未満のものに限る)
- オ 芸能、アトラクション等の演出
- カ WEBサイト・サーバーの運用保守業務
- キ ノベルティの作成(ただし、10万円未満のものに限る)
- ク その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

7 成果品

- ア 仕様書で示す業務内容に係るすべての成果物
- イ 事業報告書(印刷板1部及び電子データ一式)
- ウ 事業報告書概要版(印刷板1部及び電子データ一式)
- エ その他県が必要と認める書類等

8 提案にあたっての留意事項

- (1) 1事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は1企業共同体)あたり1提案とする。
- (2) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。
- (3) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 事業の実施に際しては、宮古、八重山、久米島で実施する「離島観光活性化促進事業」や、別途県が実施する「国内需要安定化事業」と連携を図るとともに、沖縄観光ブランド「Be. Okinawa」のコンセプトに基づいたプロモーションを展開すること。
- (6) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。